

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十五号

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成五年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域若しくは同法第三条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域若しくは同法附則第七条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第一号の規定は、令和三年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日前に改正前の徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例第六条第一号に規定する過疎地域において指定業務に従事した期間は、改正後の条例第六条第一号に規定する過疎地域、過疎地域とみなされる区域又は特別特定市町村の区域とみなされる区域において指定業務に従事した期間とみなす。